（情報利用推進課の所掌事務）

第三十条　情報利用推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　前二号に掲げるもののほか、海洋情報業務に関する情報及びこれに関連する海洋に関する情報の提供に関すること。

四　海洋情報業務に関する国際間の情報の交換に関すること。

２　国際機関における決議、勧告その他の決定により海洋情報業務に関する国際間の情報の交換に関する事務を行う場合には、情報利用推進課は日本海洋データセンターという名称を、情報利用推進課長は日本海洋データセンター所長という名称を用いることができる。

（外国人漁業対策室）

第四十四条　刑事課に、外国人漁業対策室を置く。

２　外国人漁業対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海上における次に掲げる法令の違反の防止に関すること。

イ　外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）

ロ　排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）

二　海上における前号に掲げる法令に規定する犯罪の捜査及びこれに係る犯人又は被疑者の逮捕に関すること（警備情報課の所掌に属するものを除く。）

３　外国人漁業対策室に、室長を置く。

（海洋研究室及び国際業務室並びに海洋情報渉外官、地震調査官及び火山調査官）

第四十九条の二　技術・国際課に、海洋研究室及び国際業務室並びに海洋情報渉外官、地震調査官及び火山調査官それぞれ一人を置く。

２・３　（略）

４　国際業務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海洋情報業務に関する国際協力の実施に関すること。

二　海洋情報業務に関する国際機関及び外国の政府機関その他の外国の関係者との連絡調整に関すること（海洋情報渉外官及び情報利用推進課の所掌に属するものを除く。）。

５　国際業務室に、室長を置く。

６　海洋情報渉外官は、命を受けて、海洋情報業務に関する重要事項についての国際機関及び外国の政府機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務（情報利用推進課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

７・８　（略）

（海洋防災調査室）

第五十条　沿岸調査課に、海洋防災調査室を置く。

２　海洋防災調査室は、地震、火山現象及び津波による船舶に対する被害の防止に資するための沿岸における水路の測量に関する事務をつかさどる。

３　（略）

（削る）

（削る）

（航海情報課の所掌事務）

第三十条　航海情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

（新設）

（新設）

（違法操業対策官）

第四十四条　刑事課に、違法操業対策官一人を置く。

２　違法操業対策官は、命を受けて、次に掲げる事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関、外国の行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

一　海上における漁業に関する法令の違反の防止に関すること。

（新設）

（新設）

二　海上における漁業に関する法令に規定する犯罪の捜査及びこれに係る犯人又は被疑者の逮捕に関すること（警備情報課の所掌に属するものを除く。）。

（新設）

（海洋研究室並びに海洋情報渉外官、地震調査官及び火山調査官）

第四十九条の二　技術・国際課に、海洋研究室並びに海洋情報渉外官、地震調査官及び火山調査官それぞれ一人を置く。

２・３　（略）

（新設）

（新設）

４　海洋情報渉外官は、命を受けて、海洋情報業務に関する国際機関及び外国の政府機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務（海洋情報課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

５・６　（略）

（海洋防災調査室及び大陸棚調査室）

第五十条　海洋調査課に、海洋防災調査室及び大陸棚調査室を置く。

２　海洋防災調査室は、地震、火山現象及び津波による船舶に対する被害の防止に資するための水路の測量に関する事務をつかさどる。

３　（略）

４　大陸棚調査室は、大陸棚の範囲の確定、開発、保全、利用及び管理に資するための地形、地質構造その他の形質に関する測量に関する事務をつかさどる。

５　大陸棚調査室に、室長を置く。